

「公益目的事業資産」に関する規程
平成 29 年 10 月 13 日 理事会制定

(目的)

第 1 条 本規程は、公益社団法人空気調和・衛生工学会(以下、「当法人」という。)における公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する施行規則(平成 19 年 9 月 7 日内閣府令第 68 号。以下、「規則」という。)第 22 条第 3 項第 2 号の「公益目的を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産」に関し必要な事項を定め、その適切な執行を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 公益目的事業資産(以下、「資産」という。)とは、定款第 4 条に定める事業を継続するため公益目的事業に必要な事業等その他の業務または活動の用に供するために継続して保有している資産のことをいう。

(運用管理)

第 3 条 資産を運用する場合は、別に定める資金運用規程の規定に基づき運用する。

2 資産を運用しない場合は、理事会の決定により以下のいずれかで管理する。

- (1) 金融機関への預貯金
- (2) 元本保証の円建て金銭信託
- (3) 日本国債

(運用益)

第 4 条 資産から生ずる運用益は、公益目的事業または法人運営に充当することができる。

(積立)

第 5 条 資産は、定款第 4 条に定める事業を継続するために必要な額を理事会の承認を得て積立てることができる。

(取崩)

第 6 条 資産は、必要な額ならびに用途目的を特定し理事会の承認を得て取崩することができる。

(改廃)

第 7 条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は、平成 29 年 10 月 13 日から施行する。